

最低賃金は 全国一律でただちに 1000円以上に

8時間働けば！ 人間らしくらせる 賃金に



消費税増税で景気は失速

1世帯年8万円も増税に

「社会保障のため」として消費税が導入されて30年。国庫に入った消費税は372兆円。一方、同期間の法人3税（法人所得税・事業税・住民税）の減税は291兆円で、消費税の78%が企業減税に使われました。



街頭シール投票

賃金は消費税非課税ですが、外注や派遣労働者の場合消費税を課すことができ、その額を仕入れ税額控除ができるため、派遣労働者や請負会社への置き換えが進みます。さらに、消費税増税による不景気を理由に賃金は抑制され、5万社にのぼる中小企業の経営が悪化し、企業倒産で大量の失業者が生まれると言われます。そして、賃金が上がらないなかで物価が上がれば、くらしはますます悪化します。

消費税を10%に引き上げると、5.6兆円（国民1人当たり年間2万7千円）、4人世帯で年8万円の増税になります。

安倍首相は「引き上げ分は子育てなどに使う」と言いますが、2013年からの5年間で、社会保障費は3兆4500億円も削減されました。増えたのは軍事費で、消費税が社会保障に使われる保障はありません。

消費税導入で社会保障はよくなったか

	年度	消費税導入以前(1988年度)	現在(2018年度)
	消費税率	0%	8%
医療	労働者本人の窓口負担	1割	3割
	高齢者の窓口負担(外来)	定額800円	2~3割
	国民健康保険料(1人の平均)	56,732円	93,203円(2014年度)
年金	厚生年金の支給開始年齢	60歳	65歳
	国民年金保険料(月額)	7,700円	17,567円(年収300万円)
その他	介護保険料(65歳以上)	なし	5,869円(全国平均)
	障害者福祉の自己負担	応能負担(9割は無料)	定率1割負担

軽減税率はまやかし、市場は大混乱

「低所得者に配慮する」ために「軽減税率」として、食料品などを8%に据え置いて実施されます。しかし、原材料費、水道光熱費、容器代、運送費などの消費税はすべて10%に上がるため、すべての物の価格が引き上げられる可能性は高まります。

ミネラルウォーターは8%、水道水は10%、テイクアウトは8%、店内飲食は10%など制度も複雑で混乱が予想されます。中小業者では新たな設備投資も必要になり、「そんな金はない」と悲鳴も上がっています。消費税引き上げは中止すべきです！

消費税の軽減税率対象品目の線引き

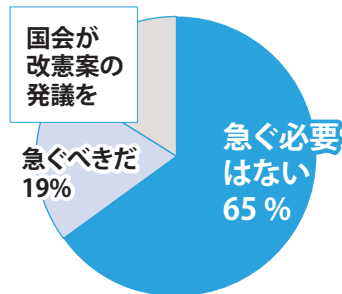
8%	10%
●ファストフード、すし店のお持ち帰り	●ファストフード、ファミレス、そば店、すし店など店内飲食
●出前、宅配ピザ	●ケータリング
●みりん風調味料	●本みりん
●オロナミンC(清涼飲料)	●リポビタミンD(医薬部外品)
●ペットボトルのミネラル水	●ユンケル黄帯液
●ノンアルコールビール・カクテル(アルコール1%未満)	●水道水
	●ビール・焼酎・ワインなどの酒類



「改憲」いらない

平和が一番

世論は改憲発議NO!



毎日新聞(10月8日)
世論調査より作成

「消費税10%なんて暮らせないよ!」「防災対策、大丈夫?」国民の声を無視して、安倍首相は「改憲」に前のめりです。

そもそも憲法は、政府が国民の権利を奪わないように政府の手を縛るもの。首相が「改憲」の号令をかけるなど、憲法違反です。

国民は「改憲」を望んでいません。社会保障や経済対策=「憲法を生かして、暮らしを守る」ことこそ求められています。



住宅地スレスレにとぶオスプレイ 提供:毎日新聞社

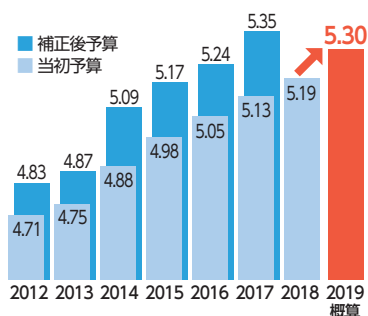
「自衛」の名で、「戦争する国」STOP!

「安倍9条改憲」は、9条に「自衛隊の保持」を明記して、「戦力の不保持」を定めた9条2項を壊そうとするものです。

書きこまれる「自衛隊」は、「米軍と一体で戦争する自衛隊」です。「災害救助で頑張る自衛隊」ではありません。

自衛隊を「殺し殺される軍隊」にしてよいのでしょうか。日本を「海外で戦争する国」にしてよいのでしょうか。日本の未来が問われています。

軍事費(防衛関係費)の推移



資料:財務省資料、一般会計ベース(復興特会計上は除く)、2019年度は概算要求額、単位:兆円

朝鮮半島では平和・非核化への動き 9条を生かした平和外交を

対話と外交を積み重ねる中、朝鮮半島では非核化と平和に向けた動きが始まっています。軍事対軍事、「圧力一辺倒」の政策は、結局、軍事的緊張を高めただけでした。「軍事力ではなく対話で平和」という憲法9条の価値があらためて示されました。

「北朝鮮の脅威」がなくなりつつあるのに、イーゼリアスやオスプレイなど高額なアメリカ兵器に税金をつぎ込む安倍政権。憲法を変えるのではなく、憲法9条を生かした政治や外交が、求められています。

残業の規定を確認しよう!

それ違法です!

事業場ごとに、会社と事業場の労働者(パート等で働く人を含む)の代表との間で残業に関する約束(法律では「協定」といいます)を結ばずに残業をさせることは違法です。違反が確定すれば、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されます。

この、会社と労働者の代表との間で結ばれる協定は、労働基準法36条で決められていることから、一般的に「36協定」と呼ばれています。あなたの会社はどのように決められていますか?従業員が一人の会社でもこのルールは適用されます。

私たち労働組合は、残業しなくても「普通にらせる社会」の実現を求め、労使協定を改定する企業が集中する春の時期に、使用者や政府に対して労使協定の見直しとともに賃金引き上げを求めるとりくみを行っています。このとりくみを「春闘」といい、今まさに交渉が始まろうとしています。



残業は原則として 月45時間、年360時間まで

法律が改正され、2019年4月から残業時間の上限が定められました。

残業時間の上限は、特別な場合を除き月45時間、年360時間です。この時間を超えて残業せざるを得ない場合は、「通常予見できない業務量の増加で臨時的に残業せざるを得ない場合」に限られ、あらかじめ労使協定に「特別条項」として決めておかなければなりません。

コラム 残業代の賃金割増率

- ① 残業は25%以上
- ② 休日は35%以上
- ③ 深夜は25%以上 (残業が深夜に及んだ場合は50%以上)
- ④ 月60時間を超える残業は50%以上 (中小企業は2023年から)

あなたも労働組合に!

あきらめないで電話して下さい。秘密厳守・相談無料

労働相談ホットライン  0120-378-060

最寄りの労働センターにつながります。

<http://www.zenroren.gr.jp/>

春闘要求 アンケート 実施中

